

省 令

○農林水産省令第四号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年二月七日

農林水産大臣 松岡 利勝

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。  
別表二の十一の項地域の欄中、「カナリア諸島」の下に、「アメリカ合衆国」を加え、同項植物の欄中、「なす科植物」の下に、「付表第四十六に掲げるものを除く。」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○金融庁告示第六号

金融先物取引法施行令(平成元年政令第五十三号)第二十六條第二項の規定に基づき、金融庁長官の指定する金融先物取引業者を定める件(平成十七年六月金融庁告示第四十三号)の一部を次のように改正する。  
平成十九年二月七日

金融庁長官 五味 廣文

第四号中、「岡三オンライン証券株式会社」の後に「カブドットコム証券株式会社」を、「JPMオルガン証券株式会社」の後に「ジョインベスト証券株式会社」を追加する。

○法務省告示第五十五号

戸籍法第十七條の二第一項の規定により、次の市区町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。  
この指定は、平成十九年二月二十四日から効力を生ずる。

平成十九年二月七日

法務大臣 長勢 甚遠

- 神奈川県愛甲郡清川村長
- 茨城県ひたちなか市長
- 茨城県行方市長
- 兵庫県神戸市北区長

○外務省告示第七十一号

平成十九年一月二十六日にタシケントで、タシケント州及びジザク州一次医療改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 タシケント州及びジザク州一次医療改善計画を実施するために必要な機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与
- (a) 前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
- (b) 贈与の限度額 五億九千五百万円
- 3 贈与の使用期限 平成二十年一月二十五日まで
- 4 署名者

署名者

日 本 側 楠本祐一在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側 ルスタム・ソヒロウィッチ・カシモフ副首相兼中等専門教育大臣

平成十九年二月七日

外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第七十二号

平成十九年一月二十五日にリマで、円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の平成十二年九月四日付けの交換公文に従ってペルー共和国政府に供与されることになった山岳地域・貧困緩和環境保全計画(Ⅲ)の実施に係る円貨による借款の支出期間がペルー共和国政府と国際協力銀行との間の合意により平成二十一年十月二十五日まで延長される旨の口上書の交換が、ペルー共和国政府との間に行われた。

平成十九年二月七日

外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第七十三号

平成十九年一月二十四日にジャカルタで、グヌンキドル県水道整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 グヌンキドル県水道整備計画を実施するために必要な
- (a) 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与
- (b) 前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
- (c) 前記(a)の生産物の操作指導に必要な役務の供与
- (d) 前記(a)の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与

○外務省告示第七十四号

平成十九年二月七日

- 2 贈与の限度額 五億二千五百万円
- 3 贈与の使用期限 平成二十年一月二十三日まで
- 4 署名者

署名者

日 本 側 海老原紳在インドネシア大使

インドネシア側 プリモ・アルイ・ジュリアン ト外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

○外務省告示第七十五号

マルタ共和国政府は、平成十二年一月二十九日にモントリオールで作成された「生物の多様性に係る条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」の加入書を平成十九年一月五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書は、平成十九年四月五日にマルタ共和国について効力を生ずる。  
(平成十九年一月五日付け国際連合事務総長書簡)

平成十九年二月七日

外務大臣 麻生 太郎

○厚生労働省告示第十五号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十六條第一項から第三項までに規定する検査を行う登録検査機関として、次のとおり登録したので、同法第四十五條第一号の規定に基づき公示する。

平成十九年二月七日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

登録検査機関の名称及び所在地	検査を行う事業所の名称及び所在地	登録年月日
株式会社町田予防衛生研究所 東京都町田市原町田三丁目九番九号	株式会社町田予防衛生研究所 東京都町田市原町田三丁目九番九号	平成十八年六月二十三日
株式会社環境分析センター 島根県出雲市湖陵町板津一番地	株式会社環境分析センター 島根県出雲市湖陵町板津一番地	平成十八年七月五日
株式会社北陸環境科学研究所 福井県福井市光陽四丁目四番二十七号	株式会社北陸環境科学研究所 福井県福井市光陽四丁目四番二十七号	平成十八年十一月二日
株式会社東邦微生物病研究所 大阪府大阪市浪速区下寺三丁目十一番十四号	株式会社東邦微生物病研究所 大阪府大阪市浪速区下寺三丁目十一番十四号	平成十八年十一月二十七日

○厚生労働省告示第十六号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十六條第一項の規定により、同法第四條第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五條第三号の規定に基づき公示する。

平成十九年二月七日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫